

第二十五條 本会ハ機關設テ終行シ會員並ニ會友ニ頒布ス
第二十六條 本会ノ規約ハ全國大会ノ出席代議員三分ノ二以上ノ決
議ヲ經ルニ非ズレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

— 以上 —

改正案の説明書

總則

一、 第二條の本会の目的は現在の規約を以て範圍を以つめたるに過ぎざり

組織の機關

- 二、 改正案の主要実質は此処にある
- 三、 支部に關する條に於て地域の範圍を限定しなかつたことは、限定するに困難を具し却つて不便であるからである。従つて第一市町村の何れに於て定款を難しき併して大体の昔御郡は地方には數

市町村の何れに於て定款を難しき併して大体の昔御郡は地方には數